



## 子どもとの対話、応答をこそ 新給特法 教員分断

子どもの権利  
市民NGOの会

子どもの権利市民・NGOの会春の研究会学習集会在2月15日大阪大学中之島センターで行われまし。宮城教育大学の田本伊克教授が「学習指導と子どもの権利を報告しました。指導要領は「法律」「法規」ではありませんが、奈良教育大学附属小学校の事例にも見られるように、その一字一句に従うべき「法規」とみなす「指導要領」が押しつけられる動きも見られています。

### 子どもとの「対話」「応答」

現行の学習指導要領、教育課程政策の基調は、教科内容を手段とみなし、教科を通じて人間が作り上げてきた科学・文化・芸術を学ぶこと自体が生きていることであるという考え方を大切にしている。子どもたちが新しい知識、価値、関係、行動を身につける過程と、それに伴う喜びや苦労が大切。

### 専門職にふさわしい労働条件

大阪大学高橋哲准教授が「教師政策の問題―新給特法を中心に―」を報告しました。

この間の教師政策の動向は、①勤務時間(論)と突き合わせる。そうした作業を必然とするのは、教師は目の前の子どもたちと「対話」し、「応答」する責任を持つからです。

### 文科省の新給特法

文科省の新給特法は、「学習指導要領等において目指している理念の実現に向けてよりよい教育を行うため、学校における働き方改革が急務」としている。

大阪大学高橋哲准教授が「教師政策の問題―新給特法を中心に―」を報告しました。この間の教師政策の動向は、①勤務時間(論)と突き合わせる。そうした作業を必然とするのは、教師は目の前の子どもたちと「対話」し、「応答」する責任を持つからです。

### 労働条件交渉

## 生命の危機にある教職員 「ただ働き」許さない

学校における教師という存在の重要性は、子どもが「ねえねえ」と発する言葉に、「なに」「何」ではない」と答える人間関係を取り戻すことにある。子どもとの時間を取り戻すこと、子どもの権利との受容的、応答的関係(子どもの意見表明権)のためにこそ「働き方改革」の出口がある。

## たんぽぽ だより 3月

今年も青年フェスタに参加してきました。記念講演では「公教育破壊の時代に抗して」平井美津子さんの中学校での実践を聞きました。

で、荒れた学年とされた子どもたち。言われた子どもたちは戦争や平和について考え自ら行動する姿。他の先生からの批判を浴びながら授業や行事で立て直そうとした学年団。また性暴力の歴史についても知り、学び隊の劇をする中

こと得る「力」を感じました。小学校の分科会では、学級や職場づくりに奮闘している青年教員のリアルな悩みを聞きながら、本音で語り合えるのが組合のいいところだと改めて感じました。

でオリジナリティのある華やかな題材を教えてくださいました。とても充実した2日間でした。



## 子どもとの関わり 周囲に頼り自信

講師1年目、採用試験に不合格となり自己無用感に苛まれ、「完璧でなければ」という強迫観念から周囲に頼れず、一人で抱え込んでいた私を救ってくれたのは、学年を組んだ先輩でした。

あれから4年。他人と比較するのをやめ、弱さを認め、周囲に頼ることで少しずつ自信を育んできました。

私が子どもたちとの関わりの中で何気なく実践してきたことをお話しした際、「その経験こそをもっと伝えるべきだ」と強く背中を押されました。手探りで積み上げてきた経験と知識が、初めて客観

的に肯定された瞬間でした。そして今年、教諭としての一歩を踏み出します。今の私には、かつてのような過度な気負いはありません。意識的に雑談を楽しみ、子どもたちや仲間が本音を漏らせる「話しやすい空気感」を作るよう努めています。今度は私が子どもたちの心の重荷を解いてあげたい。

大阪労連・大阪市区協の交渉 2月10日

### 常勤講師適用の給料表の級

札幌	2級
仙台	1級
さいたま	2級
千葉	1級
横浜	2級
川崎	2級
相模原	2級
新潟	1級
静岡	2級
浜松	2級
名古屋	2級
京都	1級
大阪	1級
堺	1級
神戸	1級
岡山	1級
広島	2級
北九州	1級
福岡	1級
熊本	1級

青年部は、研究・研修の負担軽減、「大阪市区協活動指針」に基づく部活動

委託業者による「不適切な調理」の相次ぐ発生について、業者への指導、再契約

事務職員部は、教員、管理職に比して、ストレスが高い職種であることを認

であることを厳しく指摘し、要求に誠実に応えることを求めました。

本部は、「学校教育ICT」について、子どもたちの「からだ・こころ・生活」への悪影響を考慮した上での取り組みを進めること、

女性部は、生理休暇の回数制限(年間13回以内)を設けないこと、職場でハラ

養護教職員部は、泊を伴う学校行事(修学旅行・林間学習など)の実態を踏まえて深夜割増手当(22時以降・翌朝5時)を支給することを要求。市教委は他

臨時教職員部は、改定給特法・参議院の附帯決議において「常勤職員と同等の職務を遂行している」講師の「給料決定について」「2級適用」とすることが可能であるとした国の方針を確認。全国では9政令市が実現している講師の給料表「2級」適用を速やかに実施するように訴えました。

識し「学校事務職員の仕事」を示すこと、就学援助事務の負担軽減などを訴えました。

障害児教育部は、26年度4月から全市で本格実施される「通級による指導(巡回指導)」について、担当教員の勤務実態の把握と労働条件の改善を要求。